

多様な性自認・性的指向について知ってみよう！

性の多様性の基礎知識

豊島区は、区民一人ひとりの人権が性別などの違いにかかわらずなく尊重され、その人らしく暮らしていけるまちを目指しています。このリーフレットを通して、多様な性のあり方、多様な性自認・性的指向の人々（豊島区は性的少数者＝セクシュアルマイノリティの方の総称として、この語句を使用しています）について知るきっかけになれば幸いです。

《性自認》

(こころの性)

自分の性別を
どのように思うか

《性的指向》

(好きになる性)

どのような性の人を
好きになるのか・
ならないのか



性のあり方を構成する

4つの要素

レインボーフラッグは多様な性自認・性的指向の人々に対する理解と支援のシンボルです。

《身体的な性》

(からだの性)

基本的にからだの
特徴をもとにした性
戸籍上の性

《性表現》

(表現する性)

服装や立ち居振る舞い
など自分をどのように
表現するか



LGBT と SOGI について

多様な性自認・性的指向の人々は、現時点では「LGBT（エルジービーター）」や「性的少数者」と呼ばれるのが一般的です。



このほかにも、自分の性が分からない・決めたくないという人、どのような性の人にも恋愛感情や性的関心を抱かない人や反対に相手の性別を問わない人等、さまざまな人がいます。

多様な性のあり方について、まとめて「**SOGI (ソジ・ソギ)**」という語句で表現することもあります。「SOGI」は「性的指向(Sexual Orientation = SO)」と「性自認(Gender Identity = GI)」を略した言葉で、「LGBT」とは違って、異性に恋愛感情を抱く人や、体の性別と心の性別が一致している人も含まれます。



当事者はどのくらいいる？

2018年10月に電通総研ダイバーシティ・ラボが実施した「LGBT調査2018」によると、多様な性自認・性的指向の当事者に該当する人の割合は**8.9%***という結果が出ており、約11人に1人が当事者ということになります。「自分の周りに当事者はいない」と思いがちですが、実際は、学校や職場、友人・知人の付き合いの中で、誰もが既に当事者に接しています。

* 2018年7月名古屋市が実施した「性的少数者など性別にかかわる市民意識調査」では、1.6%という結果が出ていますが、これまでとの比較から、電通総研ダイバーシティ・ラボの調査結果を使用しています。



注意したい言葉

性の多様性を表現する言葉はたくさんありますが、これまでの歴史においてネガティブな文脈で使用されてきた言葉もあるので、注意が必要です。正しい言葉を知って、使用することが大切です。

《注意を要する言葉》

ノーマル、普通の人、おとこおんな、
レズ、ホモ、オカマ、オナベ、ニューハーフ等



当事者の中で、自分のことを「オカマ」、「レズ」などと、あえて自虐的な表現を使うことで、ネガティブなイメージを払拭しようとする人もいます。しかし、周囲が同じように「オカマ」、「レズ」と呼ぶのは意味合いが異なります。自分で自分のことをそのように呼ぶことは平気でも、他の人に言われると傷ついたりすることがあるからです。

参照：遠藤まめた『先生と親のためのLGBTガイド もしあなたがカミングアウトされたなら』（2016）P101



カミングアウトと アウティングについて

・カミングアウト

カミングアウトは、今まで明かしていなかった自分の性自認や性的指向について、他の人に打ち明けることです。当事者の方がカミングアウトするときは、とても勇気を出して話しています。

カミングアウトされたら、相手の気持ちを真摯かつ肯定的に受け止めることが大切です。同時に、本人にどの人にカミングアウトしているのか、誰に伝えて良いのかを教えてもらい、本人の了解なしに他人に伝えないよう十分に注意しましょう。

・アウティング

アウティングは、ある人の性自認や性的指向について、本人の許可なく、他人に暴露することです。口頭で話すだけでなく、SNSなどで情報を流す行為もアウティングにあたります。

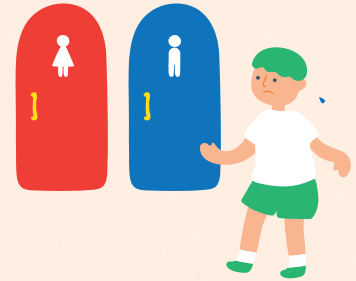
また、善意のもとで行われたことでも、当事者の方が意図しないところで、本人のセクシュアリティが知られてしまった場合も、アウティングになるので気をつけましょう。



当事者が日常生活で困っていること& 周りの配慮と対応（一例）

- 子ども -

- ・「ホモ」、「おかま」、「レス」、「気持ち悪い」と言われて傷ついた。
- ・自分が思う性別の更衣室やトイレが使えない。
- ・性自認や性的指向について相談できる場所がない、正しい知識のある大人がいない。
- ・学校の先生も含めて、身近にカミングアウトしている大人がいなかったため、自分のロールモデルを見つけられなかった。



子どもから相談を受けたとき

子どもによっては、自分の性別やからだに強い違和感を覚えたり、恋愛対象が同性であったりなど、周りと異なる自分を受け入れられず、深く悩んでしまうことが起こり得ます。子どもから相談があったときは、本人の気持ちや希望を丁寧に聞き、不用意な言葉で傷つけないように対応しましょう。

- 職場 -

- ・性別不合のため、就職活動の際に要求される男女分けを前提としたリクルートスーツが着用できず、就活が困難になったり、業種が限られたりした。
- ・性自認や性的指向を理由に、内定を取り消されたり、辞職を強要されたりした。
- ・職場で安心感が得られず、常に緊張感を強いられたため、こころの不調をきたし、休職や辞職につながった。
- ・職場の健康診断のとき、人前で服を脱がなければならず、不快な思いをした。



職場で相談を受けたとき

①身だしなみ、トイレや更衣室の利用について

髪型や服装、また本人が思う性別に合わせた通称名の使用を希望している場合、どのような対応ができるか検討してみることが望ましいです。また、トイレや更衣室の利用についても、施設面の制約を考慮しながら、本人と周囲の人々が気持ちよく利用できるよう使い方を検討してみましょう。

②気を付けたい言動について

当事者が職場でカミングアウトしていることは、あまり多くありません。職場で性自認や性的指向を話題にして面白おかしく話されることで、傷ついている人がいます。当事者だけでなく、家族・親戚・パートナーの中に当事者がいる人にとっても、大変な精神的苦痛となりますので注意しましょう。

③採用時について

採用選考のとき、本人の性自認や性的指向、戸籍上の性別と一致しない容姿、服装、言動などの理由で不採用にしないようにすることが大切です。採用面接の際は、希望者の性自認や性的指向について差別的な言動を取らないようにしましょう。在職中も、本人の性自認や性的指向を理由に、職務内容、異動、昇任に制限や不利益が生じないようにすることが大切です。

- その他 -

◆ 病院

- ・自分が思う性別の病室に入れたい。
- ・パートナーが入院したが、病室での付き添いや看護をさせてもらえなかった。
- ・医療機関の受付では戸籍上の名前と呼ばれるため、受診しづらくなった。



◆ 住宅

- ・部屋を借りようとしたら、住民票の性別が見た目の性別と違うことを理由に断られた。
- ・自分とパートナーの二人で、共同名義の住宅ローンが組めなかった。



◆ 地域

- ・ 居住している地域で差別的な噂を流されたため、メンタルヘルスが著しく悪化した。
- ・ 地方では、周囲に性的指向や性自認等についてカミングアウトしづらく、心から打ち解けられる友人ができず、住み慣れた土地を離れざるを得なかった。



◆ 災害

- ・ 救援物資（生理用品、衣服、下着、髭剃り、化粧品、治療薬）を、登録されている性別ごとに配布されたので、必要な物資を受け取れなかった。
- ・ 避難所で困りごとがあったときに、安心して相談できる人がいなかった。
- ・ トイレ、更衣室、シャワーを利用したいが、男女別のものしかなく、見た目の性別と性自認が異なるために利用しづらかった。
- ・ 救援センターでパートナーの所在を確認しようとしたところ、親族でないことを理由に教えてもらうことができなかった。



★多様な性自認・性的指向の人々に対する理解者や支援者であることを明確に示している人のことを「Ally（アライ＝理解者・支援者の意味）」といいます。

Ally になることは、すべての人が生きやすい社会づくりの第一歩になります。





豊島区取り組み

閲覧はこちらから

豊島区は理解促進や相談・情報提供に取り組んでいます。

『多様な性自認・性的指向に関する対応指針』

<http://www.city.toshima.lg.jp/051/1608081126.html>



豊島区パートナーシップ制度を導入しています

● 「パートナーシップ」ってなに？

互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が多様な性自認、性的指向の2人の関係を言います。

● 「パートナーシップ制度」ってなに？

2人がパートナーシップの関係にあることを届け出ることによって、区は「パートナーシップ届受理証明書」やその携帯用カードを交付します。

● 制度を利用するための要件はなに？

- ①成人であること
 - ②独身であること
 - ③2人が区民であること
- 他にも要件があります。

● 制度を利用したいと思ったら、用意する書類はなに？

- ①戸籍謄本
 - ②住民票抄本
 - ③本人確認書類
- を届出書類に添付します。

もっと知りたいと思ったら？

パートナーシップ制度の手引きが見れます。

区ホームページ
<http://www.city.toshima.lg.jp/049/1903121050.html>

をご覧ください。





相談窓口

- 情報提供、パートナーシップ制度に関する相談 - 豊島区立男女平等推進センター（エポック^{テン}10）

【連絡先】 03-5952-9501

【対象者】 区内在住・在勤・在学の方・区内事業所

【日時】 月曜～土曜：9時～17時、日曜（月1回）：9時～17時
※ただし、12～13時を除く。年末年始・祝日は休み

- 心と身体の健康、病気に関する相談 - 池袋保健所／長崎健康相談所

【連絡先】 池袋保健所（健康推進課）：03-3987-4174

長崎健康相談所：03-3957-1191

【対象者】 区内在住・在勤・在学の方

【日時】 月曜～金曜：8時30分～17時
※年末年始、祝日は休み

- 子どもにまつわる相談、子どものセクシュアリティに関する相談 - 豊島区教育センター

【連絡先】 来所相談（予約制）：03-3971-7440

電話相談（匿名可）：03-3983-0094

【対象者】 区内在住・在学の幼児から18歳までの子どもとその保護者

【日時】 月曜～土曜 9時～12時、13時～17時
※日曜日・祝日・年末年始を除く



〈発行〉

豊島区立男女平等推進センター（エポック^{テン}10）

東京都豊島区西池袋2-37-4 としま産業振興プラザ（IKE・Biz^{イケビズ}）3階

電話：03-5952-9501 FAX：03-5391-1015

メール：A0029117@city.toshima.lg.jp

